

件名	関東大震災時朝鮮人虐殺事件の歴史認識に関する陳情		
提出者 住所氏名	墨田区東駒形四丁目6番2号 国民保護条例を考えるすみだ連絡会 代表 戒能信生		
受理年月日	平成18年9月7日	受理番号	第13号

要旨

墨田区長に、「墨田区域においても、1923年の関東大震災時に朝鮮人虐殺事件が発生したことは、歴史的事実である」との確認作業を行うよう、求めてください。

(理由)

現在、墨田区国民保護条例にもとづく保護計画策定作業が、本年2月第1回協議会開催、9月第2回協議会開催予定との日程ですすめられています。

私たちは、国民保護計画が区民の生命財産と人権福祉にとって重大な影響を与えるものと考え、安全支援課長との懇談会を4月、7月と2回行いました。

4月21日の懇談会では、国の「モデル計画素案」にある『外国人への国民保護措置の適用』や『市(町村)の地理的、社会的特徴を踏まえ、市(町村)において国民保護措置を実施する上での課題を記載しておくことが望ましい』という部分に関連して、私たちは約8千人の外国人区民が暮らしている墨田区では関東大震災時朝鮮人虐殺事件の教訓を課題にすべきと要望しました。これに対して、安全支援課から文書回答がありました。それは、「関東大震災時において『朝鮮の人々が暴動を起こす』という根拠のないうわさが流れ、自警団や軍隊により朝鮮や中国の人々が虐殺されるという事件が起きたことは、事実であると認識しております。墨田区国民保護計画作成に当たっては、この教訓を課題とし、区の責任として、区民への正確かつ迅速な情報の伝達が重要であると考えております。」というものでした。ところが、虐殺事件が「墨田区であったかどうかは、確認できません。」、これは企画経営室と確認調整をしたもの、との説明でした。

そのため、7月11日の懇談会には、企画経営室課長に出席願い、説明を受けました。口頭説明では、2000～2001年に四ツ木橋の追悼碑建立について陳情を受けた際、提供資料の検討結果、企画総務委員会で公的資料とは認められないという理由から事実確認できないとの判断が下されたこと、今回の提供資料も公的資料とは認められず、2000～2001年と同様の結論に至ったとのことでした。

しかし、この見解には事実誤認もあり、私たちから解説させていただきました。それは、事件発生現場が、前回(2000～01年)では旧四ツ木橋、今回(2006年)のそれ以外の墨田区域全体と全く異なることです。また、前回提示資料は、旧四ツ木橋での目撃証言や被害当事者証言と新聞記事などであり、この点から「公的資料でなければ事実確認できない」との判断が下されま

した。その際の公的資料とは何かとの企画総務委員会での質疑回答を踏まえて、今回は墨田区全域での事件に関する東京地裁判決文、警視庁発表「検挙事犯」などを提示しました。また、今回は碑の問題で、四ツ木橋以外での検討、公園石碑の事例の論議もあり、そのため墨田区全域の話題となっています。しかし、事実確認の範囲は、あくまで旧四ツ木橋の事件であって、今回とは異なることです。

その後、企画経営室からは、明瞭な回答がなされないままとなっています。

以上の経緯により、墨田区議会の場で「墨田区域における、1923年関東大震災時朝鮮人虐殺事件の発生」について、史実に基づく公明正大な討議がなされることを期待し、このことによって区長が歴史の教訓を生かし、区民の人権擁護と福祉向上にいっそう尽力され、また国民保護計画策定論議に資することを願います。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上